

北極域研究強化プロジェクトサンプルポリシー

北極域研究強化プロジェクト 運営会議決定 2025年 5月 27日

本ポリシーは、代表機関を国立極地研究所、副代表機関を海洋研究開発機構及び北海道大学が務める文部科学省補助事業北極域研究強化プロジェクト（以下「本プロジェクト」という）で取得した各種のサンプルの取り扱いとその利用等についての基本的な方針を定める。

1. 目的

本プロジェクトでは、これまでの北極域研究プロジェクトで得られた知見やコミュニティの意見を取り入れ、北極域の温暖化に端を発する諸課題の解決に向けて、日本の科学技術力を活かして積極的に貢献するため、「北極域の環境と社会の変化に起因する社会的課題の解決に向けた総合知の創出」を目的とする。

本プロジェクトでは北極域研究に係る極めて学術的価値の高いサンプルを取得することが予定される。これらの取得されたサンプルは、人類共有の財産であり、研究・教育・産業界などの利用のために広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが予定されている。これらの貴重なサンプルを長期にわたり保管し、利用しやすい形で提供することが、本プロジェクトに課せられた最も重要な目的の一つである。

2. サンプルの定義

本ポリシーで取り扱うサンプルとは、本プロジェクトで取得された有体物を指す。

具体的には、生物、堆積物、岩石、海水、雪氷、大気等の採取物及び取得物並びにアンケートやインタビュー等の調査研究等で得られた標本であって、知的財産を有さないものを指す。

3. サンプルの所有権

本プロジェクトで取得されたサンプルの所有権は、特別な取り決めがある場合を除き、当該サンプルを取得した機関に帰属する。

4. サンプルの保管・管理・利用

本プロジェクトで取得されたサンプルは、当該サンプルを取得した機関において保管・管理され、その利用については取得機関によって定められた規則等に則るものとする。

本プロジェクトは、以上の基本方針を担保するために、本プロジェクトに参加する全ての研究者及び研究機関等に対し本ポリシーの遵守を要請する。